

<p>2 日本貿易保険は、前項に規定する報告書を経済産業大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として主務大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部</p>	<p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について日本貿易保険が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p> <p>一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績について自ら評価を行った項目は、当該項目が通則法第二十九条第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について日本貿易保険が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならぬ。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として主務大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部</p>	<p>組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。</p> <p>（管理又は監督の地位）</p> <p>第九條 日本貿易保険に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号、第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして主務大臣が定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）附則第七条第三項の規定による評価に関する庶務は、経済産業省貿易経済協力局貿易保険課において処理する。</p> <p>附 則（平成二六年九月二九日経済産業省令第五一号）</p> <p>この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。</p> <p>附 則（平成二七年三月三〇日経済産業省令第一七号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。次条において「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。（業務実績等報告書に係る経過措置）</p> <p>第二条 通則法改正法附則第八條第一項の規定により旧中期目標が新中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人日本貿易保険の業務運営及び人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第三百三三号）第七條の規定の適用については、同条の表中「通則法第二十九条第二号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二号」と、「同項第三号」から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二号から第五号」と読み替える。</p> <p>附 則（平成二九年三月二九日経済産業省令第二八号）</p> <p>この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>